

議案参考資料

[令和7年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係(担当)]

子育て支援課 子ども施設係

議案名

議案第94号 桐生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(以下「内閣府令」という。)の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

概要

1 虐待に関する通報義務の創設に伴う文言整理

児童福祉法等の一部改正に伴い、保育所等の職員による虐待に関する通報義務が創設されたことにより、生じた引用規定の項ずれを修正します。

2 連携施設に関わる経過措置の延長

地域型保育事業者が連携協力を行うべき連携施設(保育所、幼稚園又は認定こども園)の確保に関する経過措置を5年間延長します。
(施行期日：公布の日)

背景・経過

保育人材の確保等に関する体制の整備及び虐待を受けた児童への対応の強化を図るため、児童福祉法等の一部が改正され、保育所等の職員による児童等への虐待を通報義務の対象とする改正が行われました。これに伴い、内閣府令も改正されました。

また、地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難と市町村が認めるときは、子ども・子育て支援新制度が開始されてから10年間は、連携施設を確保する必要がないこととする経過措置が設けられていますが、連携施設に係る同措置が終了した場合、連携施設の設定要件を満たさなくなる施設がいまだ多い現状を踏まえ、同措置を延長することとし、内閣府令が改正されました。